

えびの市商工業者事業承継マッチングサイト掲載事務取扱要領

(令和4年6月1日えびの市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、事業の譲渡等を希望する市内商工業者を商工業者事業承継マッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載することにより、事業の譲渡等を希望する市内商工業者の情報を広く第三者に提供し、もって市内商工業者の後継者問題等の解決を図るため、掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 マッチングサイトに掲載することができる商工業者は、次の事項のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人又は個人で、市内に本社又は事業所、工場等を有している商工業者で、親族外への事業承継を希望する者

(2) その他市長が適当と認める者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められるものは掲載しないものとする。

(1) えびの市暴力団排除条例（平成23年えびの市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者であること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に該当するもの

(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(6) 市の掲載としてふさわしくないもの

(7) その他市長が適当でないとするもの

(申込方法)

第3条 掲載を希望する事業所は、えびの市商工業者事業承継マッチングサイト掲載申込書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、観光商工課に提出する。

(掲載内容の変更)

第4条 掲載内容は、マッチングサイト編集の最終校正までに変更を行うことができる。

(掲載順序)

第5条 掲載順序は、申込書の先着順とし、市長が別に定める掲載件数を上限とする。掲載を希望する者が掲載順序及び時期等を指定することはできない。

(免責)

第6条 マッチングサイトへの情報掲載及び掲載内容による直接的、付随的、結果的若しくは間接的な損害、経費発生、損失又は債務について本市はいかなる責任を負わない。

(掲載料)

第7条 マッチングサイトへの掲載料は無料とする。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(宛先) えびの市長

えびの市商工業者事業承継マッチングサイト掲載申込書

事業所名称 (屋号等)	
住 所	〒889- えびの市大字
代 表 者	(肩書)
担 当 者	(肩書)
連 絡 先	固定電話 (- -) F A X (- -) 携帯電話 (- -)
業 種	
創 業 日	年 月 日
事業の概要	
事業承継の条件等	
1. えびの市事業承継マッチングサイト掲載申込書の記載事項について、市がマッチングサイト運営事業者に情報提供すること。 2. えびの市事業承継マッチングサイト掲載にあたり、記事掲載のためにマッチングサイト運営事業者が行う取材等に協力すること。 上記の事項について確認のうえ同意します。 代表者名 (自筆) _____	